

# 青森県報

第四百二十五号

令和四年  
二月二十一日  
(月曜日)

## 目次

## 告 示

- 令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第九号)の要領(財政課) ……一
  - 介護保険法による居宅サービス事業者の指定(高年齢福祉保険課) ……二
  - 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生(水産振興課) ……二
  - 漁船保険付保義務の発生(同) ……三
  - 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出(下北地域県民局) ……三
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出(商工政策課) ……三
  - 農用地利用配分計画の認可(構造政策課) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任(三八地域県民局) ……五
- 正 誤
- 令和三年十一月十日定例公営企業中(整備企画課) ……五
  - 右 同(病院総務課) ……六

告

示

### 青森県告示第八十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき令和四年二月七日専決処分した令和三年度青森県一般会計補正予算(専決第九号)の要領は、次のとおりである。

令和四年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第9号）

令和3年度青森県一般会計補正予算（専決第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ778,211,981千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
12 繰 入 金		14,481,376	3,000,000	17,481,376
2 基 金 繰 入 金		13,951,656	3,000,000	16,951,656
歳 入 合 計		775,211,981	3,000,000	778,211,981
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2 総 務 費		30,110,384	3,000,000	33,110,384
2 企 画 費		5,569,446	3,000,000	8,569,446
歳 出 合 計		775,211,981	3,000,000	778,211,981

青森県告示第八十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和四年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

十和興産株式会社	氏名又は名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
九北上北郡東北町旭 〇一丁目三一の	主たる事務所の所在地又は住所	訪問介護	TEL TOWAヘ パーション	東津軽郡平内町 大字小湊字愛宕 一	令和 四・三・五

青森県告示第八十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和四年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の一 磯野 敏行 北津軽郡中泊町大字小泊字下前九一の一 柏崎 勝幸	発起人の住所及び氏名（名称）	下前区域 組合の地区	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業として、かつ、漁業
--	----------------	---------------	------------------------------------

青森県告示第八十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和四年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
青森市大字前田字湯の沢二 澤 田 繁 悦 青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の二 堤 徳 治 青森市八重田二丁目四の八 齋 藤 貞 一	青森

青森県告示第八十五号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和四年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧		

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
弘前城東タウンプラザ  
弘前市大字早稲田四丁目二の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
セントラルリーシングシステム株式会社  
北海道札幌市中央区大通六丁目一〇の一  
代表取締役 阿部直志
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

佐井	下北郡佐井村大字佐井字糠森三二の二 新田 雄逸 下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七 七 館脇 修 下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四 津田 勝良	令和四年二月 二十一日から 同年三月七日 まで	佐井村漁業 協同組合
----	---	----------------------------------	---------------

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社ラグノオサカ 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保		令和 四・一・二〇

外三者

四 届出年月日

令和四年二月三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和四年二月二十一日から同年六月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和四年六月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和四年二月二十一日認可したので、同条第一七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和四年二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
相坂 友規	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字松野木字助ヶ沢七五ほか一筆	
相坂 友規	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小沢五五ほか一筆	
小関 貴裕	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字薬師道添四六	
小関 貴裕	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字薬師道添四九	
小関 貴裕	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字清水川字薬師道添五一	
相坂 友規	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小豆沢字土井立二二九の一	
相坂 友規	東津軽郡平内町	東津軽郡平内町大字小湊字小沢六〇の二ほか一筆	
株式会社本郷ファーム	東津軽郡今別町	東津軽郡今別町大字大川平字清川一九九の一	
小鹿 勉	東津軽郡今別町	東津軽郡今別町大字大川平字清川二二七の一ほか三筆	
株式会社ライスファクトリー	南津軽郡田舎館村	南津軽郡藤崎町大字若松字安田七〇の一ほか二筆	
樫沢 拳也	三戸郡南部町	三戸郡南部町大字下名久井字梵纏四一	
樫沢 拳也	三戸郡南部町	三戸郡南部町大字下名久井字梵纏四〇ほか六筆	
森 誠吾	五所川原市	五所川原市大字神山字叢走三三三の一ほか一筆	
森 誠吾	五所川原市	五所川原市大字野里字米ヶ森五六ほか一筆	
小林 るり子	十和田市	十和田市大字沢田字長根四二九ほか三筆	

令和三年 第三八四号	発行年月日
公営企業 管理規程	区 分
第六号	番 号
六	ページ
下	段
八	行
2を削り、同注の1	誤
1を削り、同注の2	正

整備企画課

楠 浩幸	上北郡七戸町	上北郡七戸町字夏間木二二の一	上北郡七戸町字夏間木二二の一
有限会社瀬川農場	上北郡七戸町	上北郡七戸町字底田六の一ほか七筆	上北郡七戸町字底田六の一ほか七筆
有限会社石上建設	上北郡七戸町	上北郡七戸町字下鳥谷部八二の五	上北郡七戸町字下鳥谷部八二の五
小又 上治	上北郡七戸町	上北郡七戸町字疋崎三四ほか二筆	上北郡七戸町字疋崎三四ほか二筆
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町字有田沢四八の一ほか六筆	上北郡七戸町字有田沢四八の一ほか六筆
佐々木 義一郎	上北郡七戸町	上北郡七戸町字不動向一八六	上北郡七戸町字不動向一八六
瀬川 左一	上北郡七戸町	上北郡七戸町字大林六八	上北郡七戸町字大林六八
向中野 國男	上北郡七戸町	上北郡七戸町字橋ノ上八五ほか一筆	上北郡七戸町字橋ノ上八五ほか一筆
佐々木 義一郎	上北郡七戸町	上北郡七戸町字和田九一	上北郡七戸町字和田九一
浪岡 幸男	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一七五九ほか一筆	三沢市大字三沢字淋代平一七五九ほか一筆
田面木 優	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平一六の二一七三	三沢市大字三沢字淋代平一六の二一七三
月館 啓三	三沢市	三沢市大字三沢字淋代平二八四一	三沢市大字三沢字淋代平二八四一
沢井 清治	十和田市	十和田市大字沢田字前谷地二四三ほか三筆	十和田市大字沢田字前谷地二四三ほか三筆

出 先 機 関

有限会社みらい天  
上北郡七戸町  
上北郡七戸町字上志多六七の三ほか一筆

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、市川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年二月二十一日

三八地域県民局長 船 水 浩 人

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	風 穴 求	八戸市大字市川町字新田三の一	令和四年二月二十三日

正 誤

令和 第三 三八 四号	発行 年月 日 番 号
病院 管理 規程	区 分
第七 号	番 号
八	ペ ー ジ
上	段
後 ろ か ら 五	行
2を 削り、 同注 の1	誤
1を 削り、 同注 の2	正

病  
院  
局  
総  
務  
課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一  
番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円